

2018年6月13日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝

東京都港区芝浦1-1-1

代表者名 代表執行役社長 綱川 智

(コード番号:6502 東、名)

問合せ先 執行役常務 長谷川 直人

Tel 03-3457-2100

株主還元の方針に関するお知らせ

当社は、2017 年 11 月 19 日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」にて、東芝メモリ株式会社の株式譲渡完了後は、当社グループの財務体質及び事業リスク等を勘案して、適切な株主還元施策の実施を検討していくことを公表しておりました。本年 6 月 1 日に東芝メモリ株式会社の株式譲渡(以下、本件株式譲渡)が完了したことを受け、当社は、計上される相当額の譲渡益の一部についての株主還元の方針を早期に説明すべきと考え、本日、下記の通り決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主還元の方針

当社は、本件株式譲渡が完了したことにより計上される相当額の譲渡益の一部について、7,000 億円程度を目途とした自己株式の取得による株主還元を可能な限り早く行う方針を決定しました。自己株式の取得におけるタイミングや手法等については、今後、具体的にインサイダー取引規制等の金融商品取引法や会社法等の法令上の制約、当社株式の需給への影響も踏まえ、可能な限り早く実施を目指して検討してまいります。また当社は、引続き、安定的な配当実施の在り方についても検討してまいります。

自己株式の取得は、本件株式譲渡による単独業績への利益計上分を算入した後の想定分配可能額約1兆1千億円から、天然ガスの液化に関する加工委託契約や証券訴訟等今後顕在化しうるリスクの規模を保守的に見積もり、また構造転換等に必要とされるコストや今後の安定配当の実現などを勘案して、7,000億円程度の規模で実施することが適当と判断しました。なお、過去において結果として負担するリスクが過大となり複数年にわたって多額の損失を計上することとなった M&A に関しては、特に慎重に対応することとしております。

また、当社は引続き、安定的な配当実施の在り方について検討していくとともに、2018年5月15日付「全社変革計画「東芝 Next プラン」について」にてお知らせの、現在策定中の今後5年間の会社変革の計画である「東芝 Next プラン」の進捗に応じて、余剰資本の発生等の状況を見極めつつ、必要に応じて追加的な株主還元の措置を検討してまいります。なお、7,000億円程度の自己株式の取得後も、メモリ事業や海外原子力事業を持たなくなった当社にとって健全な株主資本比率を確保できると想定しています。

2. 今後の対応について

本件譲渡は完了しましたが、2018 年3月末時点の単独の貸借対照表に基づき計算される会社法上の分配可能額はマイナスであり、現時点で株主還元を実施することはできません。そのため、2018 年6月1日付「東芝メモリ株式会社の株式譲渡完了及び特定子会社の異動に関するお知らせ」にても公表のとおり、本件株式譲渡完了による単独業績への利益計上分の分配可能額への算入のため、可能な限り早く臨時決算を実施することを検討してまいります。

具体的な自己株式取得の手法等についても、自己株式立会外買付取引制度(ToSTNeT-3)を利用した買付け等を含め、法令上の制約や当社株式の需給への影響、また、今後の経済環境、事業環境、策定中の「東芝 Next プラン」の内容等をも考慮し、可能な限り早く自己株買いを実施できるよう、具体的に検討してまいります。なお、自己株式の取得に際して当社株式の需給に不相当な一時的影響を与えることを可及的に回避すべきであるところ、当社株式の現時点の市場における流通量等を考慮すれば、単年度では自己株式の取得が完了しない状況がありえることも想定しております。

投資家との対話の中では、海外投資家を中心に、当社の企業価値、株主価値が過小評価されており、 適切な経営施策、資本政策により潜在力を顕在化させ、東芝再生とともに企業価値、株主価値を最大 化しうるとの意見をいただいていますが、当社は、引き続き株主、投資家との建設的な対話を行うと ともに、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値、株主価値の向上を実現することで、株主、 投資家を始めとするすべてのステークホルダーの利益に資するよう努めてまいります。

本件に関し、開示すべき事項が発生しましたら速やかに開示いたします。

以上